

**「令和7年度みどりを活用した地域環境保全推進事業委託業務」に係る
企画提案応募要領**

1 事業の概要等

(1) 委託業務名

令和7年度みどりを活用した地域環境保全推進事業委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 企画提案コンペの趣旨

沖縄県では、「豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県」を目指す環境像としており、「環境保全活動への積極的な参加」、「地球環境の保全に貢献する社会づくり」等を基本目標としている。

このうち、緑は、水質や大気の浄化、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和などによる地球温暖化防止等の役割があることから、県民一体となった緑化活動を推進するため、行政主体の活動のみではなく、民間主導・住民参加型の緑化活動を推進する必要がある。

本業務では、緑化活動の実施により、地域住民等の環境保全に対する意欲の増進及び協働の取組を推進し、健康で文化的な生活環境を確保することを目的としており、緑化活動と環境保全に関する幅広い知見や技術力、関係者との調整力等を有する事業者から企画提案を募集し、沖縄県に設置した業者選定委員会において審査を行い、委託業者を選定する。

(3) 委託する業務内容

令和7年度みどりを活用した地域環境保全推進事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務委託の期間

令和7年度から令和9年度（3年間）

ただし、令和8年度以降の委託業務の実施については、前年度の実績をもとに判断する。また、県の予算措置を前提としており、3年間の事業実施を保証するものではない。

なお、令和7年度の委託業務期間は、契約締結日から令和8年3月10日までとする。

(5) 予算額

令和7年度の業務委託料上限額は、3,055,800円（うち消費税及び地方消費税額277,800円を含む。）とするので、上限額の範囲内で企画提案すること。

ただし、金額は企画提案のため提示した金額であり、契約金額ではない。

また、令和8年度以降についても、令和7年度の業務委託料上限額と同額の範囲内で企画提案すること。

なお、企画提案採択後において、金額及び業務内容を調整することがある。

2 参加資格

次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項※の規定を準用し、一般競争入札参加資格を欠く者でないこと。
- (2) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者。
- (3) 本応募要領や別紙仕様書等に記載された趣旨をすべて了解する者。
- (4) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置する者。なお、応募は共同企業体でも可とするが、この場合の要件は、次のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、(1) から (3) 及び (5) から (8) の要件を満たしており、共同企業体のうち、一者以上が沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置していること。

なお、事業の効果的・効率的な実施、調査試験に係るノウハウ等を蓄積する観点から、共同企業体を代表する事業者は沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置する者とする。

ウ 共同企業体を代表する事業者は、構成員のうち最大の出資割合であること。

エ 共同企業体を構成する事業者間には、資本の提携が無いこと。

- (5) 県税等の納付義務を有する事業者においては、滞納がないこと。
- (6) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと（他県等においても同様とする。）。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※ 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

3 応募手続等

(1) 事業に関する質問の受付

ア 質問受付の期限

令和7年6月27日（金）15時

イ 質問方法

下記の沖縄県環境部環境再生課（以下「環境再生課」という。）メールアドレス宛て電子メールで行うこととし、件名を「【質問】令和7年度みどりを活用した地域環境保全推進事業委託業務企画提案」とすること。

また、メール送信後は念のため受信確認を行うこと。

メールアドレス：aa021100@pref.okinawa.lg.jp

ウ 連絡先

環境再生課 森田（もりた）、仲村（なかむら）

エ 回答方法

環境再生課ウェブサイトまたは電子メールで回答する。

オ 回答（掲載）予定日

令和7年7月3日（木）

(2) 応募申請書の提出

ア 提出期限

令和7年7月4日（金）15時（必着）

イ 提出場所

環境再生課（県庁4階）

ウ 提出書類等

単独応募は【応募様式1】、共同企業体は【応募様式2】

※ 共同企業体での参加の場合、代表となる事業者が提出し、全構成員で記入すること。

エ 提出方法

持参または郵送等

※ 配達記録等到着確認が可能な手段をとるものとし、期限内に到着するように送付すること。

オ 連絡先

環境再生課 森田（もりた）、仲村（なかむら）

(3) 企画提案書等の提出

応募申請書を提出した者は、企画提案書等を作成し、持参または郵送等で提出すること。

郵送の場合は、配達記録等到着確認が可能な手段をとるものとし、期限内に到着するように送付すること。

ア 提出期限

令和7年7月11日（金）15時（必着）

イ 提出場所

環境再生課（県庁4階）

ウ 提出部数等

下記提出書類（ア）～（コ）を1セットとし、5部提出すること。（1部は原本、残りはコピーで可。）なお、提出する企画提案書は1案に限る。

エ 提出書類等

企画提案書等はA4版とし、簡潔で分かりやすく記述すること。また、企画提案書の内容は、別紙「仕様書」の内容を踏まえ、下記事項について記すこと。

（ア）企画提案書（鑑）【様式1】

（イ）企画提案書（基本方針、業務提案・業務手法の概要）【様式2】

本委託業務を実施するに当たっての基本的な方針、業務を遂行するに当たっての提案及び手法について、記述すること。

（ウ）業務全体のフロー【様式3】

（エ）業務全体の工程表【様式4】

※ 業務全体のフロー及び業務全体の工程表は、3年間の業務を前提として記載すること。

（オ）業務遂行体制【様式5】

① 業務遂行体制図

② 担当者の役割等（担当者名、所属・役職（共同企業体の場合は担当者別に所属会社名を記述）、分担業務の概要）

③ 担当者の経歴等（保持資格、業務経歴、行政機関等におけるこれまでの業務実績等）

（カ）会社概要等【様式6】

会社名、設立年月日、資本金、年商（過去5年間）、業務内容、組織図、職員の状況（事務系職員の人数、調査・分析従事職員の人数）、定款

※ 共同企業体の場合は、全社分提出すること。

（キ）過去5年間の類似業務実績書【様式7】

※ 共同企業体の場合は、全社分提出すること。

（ク）見積書【様式8】

3年間の業務を前提として記載することとし、令和7年度の見積を【様式8-1】に、令和8年度の見積を【様式8-2】に、令和9年度の見積を【様式8-3】に作成すること。

（注1）積算内訳を添付すること。

（注2）積算の費目については、以下の内容とする。

① 直接人件費

② 直接経費（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費等）

③ 一般管理費（（①+②-再委託費）×10/100以内とする。）

④ 消費税（現行の10%で計上する。）

（注3）この事業を実施するに当たっての一切の費用を見積もること。

(注4) ③の一般管理費の取扱いについては、以下の「8 一般管理費の設定について」を参照すること。

(ケ) 誓約書【様式9】

※ 共同企業体の場合は、全社分提出すること。

(コ) 独自提案【任意様式】

別紙で記す「仕様書」の業務内容以外の独自提案の追加も可能とする。

なお、独自提案については、委託料上限額の範囲内において、実現が確約できることについてのみにする。

(4) 沖縄県からの疑義照会

提出された企画提案書等について、後日、沖縄県から照会することがある。

(5) 審査方法

沖縄県環境部内に設置する選定委員会において、各提案内容を審査し、順位を決定する。

(ア) 書類審査（1次審査）

① 応募者が多数の場合は、原則として、提出された企画提案書等に基づき、書類審査で3者程度を選定する。

② 応募者が1者の場合は原則、第1次審査のみとし、契約候補者とする。
ただし、提出書類に不備があった場合は失格とする場合がある。

③ 結果については、応募者に通知する。

(イ) 企画提案審査会（2次審査）

① 日時（予定）

令和7年7月22日（火）

② 場所（予定）

沖縄県庁4階第3会議室

③ ヒアリングに関する留意事項

1 ヒアリング時間は一者当たり25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）とする。

2 指定された時間を10分以上超過しても審査会場へ来ない場合は、特段の事情がある場合を除き、辞退したものとみなす。

3 プレゼンテーションに際しては、期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び追加資料は一切受け付けない。

4 最も優れた企画提案者を第一位入選者として選定する。

(6) 審査結果の通知

全ての企画提案者に対し、環境再生課から審査結果（採用・不採用の結果）のみを通知する。

(7) 委託契約

本業務に係る委託契約は、原則として第一位入選者となった者を行う。

ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合、企画提案の内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離しているものと沖縄が判断した場合、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合、応募要領に違反すると認められる場合等は、選定後でも当該入選者を失格とし、審査会において次点であった企画提案者に業務委託先の変更ができるものとする。

共同企業体の場合は、契約時に、各構成員間で締結した協定書を契約書に添付することとし、主な内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の責任、取引金融機関、構成員の脱退等に関する措置、瑕疵担保責任、協議事項等

4 スケジュール

(1) 公告期間

令和7年6月20日（金）～ 令和7年7月11日（金）15時

(2) 質問の受付期限

令和7年6月27日（金）15時

(3) 質問の回答

令和7年7月3日（木）予定

(4) 応募申請書の受付期限

令和7年7月4日（金）15時

(5) 企画提案書等の受付期限

令和7年7月11日（金）15時

(6) 1次審査結果の通知

令和7年7月16日（水）予定

(7) 企画提案審査会（2次審査）

令和7年7月22日（火）予定

(8) 2次審査結果の通知

令和7年7月25日（金）予定

(9) 見積書の提出期限

令和7年7月31日（木）予定

(10) 委託契約締結

令和7年7月31日（木）以降予定

5 企画提案書等の評価基準

(1) 基本認識

事業の背景・目的について、的確に理解・把握しているか。

(2) 企画提案書の内容

ア 提案内容の構成

提案内容の構成が体系的にしっかりしているか。

イ 提案内容の優良性

提案内容は明瞭性、具体性、妥当性、的確性、実現性を伴っているか。

ウ 実施計画全体の妥当性

全体フロー、全体工程表、実施手順・手法は妥当であるか。

エ 独自提案の優良性

独自提案の内容は、具体性、実現性、発展性、創造性を伴っているか。

(3) 業務遂行体制・業務実績の評価

ア 業務遂行体制は適切な人員配置、対応人数となっているか。

イ 担当者の実務経験年数、類似業務実績は十分か。

ウ 会社の同種又は類似業務実績は十分か。

6 留意事項

(1) 本企画提案コンペに係る企画提案書の作成や企画調整、移動等に要する経費については、全て参加者の自己負担とする。

(2) 提出された各書類については返却しない。なお、本委託業務に係る企画提案書類、内容等については、環境再生課（本コンペ関係者のみ）及び審査委員以外に一切公開しないものとする。

(3) 委託者選定に関する審査内容、経過等については、公表しない。

7 委託者決定後の業務遂行に当たって

(1) 採用された企画提案内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、沖縄県との協議により変更することがある。

(2) 本応募要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県と協議すること。

(3) 契約締結の際は、契約保証金として、契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

8 一般管理費の設定について

(1) 定義

一般管理費は、委託業務を行うために必要な経費のうち、当該業務に要した経費として特定が難しいものとして、役職員の手当、管理部門等の管理経費、事業所の家賃、光熱水費、回線使用料、汎用文具等に要する経費で、一定の負担が生じている経費として計上するものである。

(2) 特定の率を設定する場合、応募事業者独自の規定等により設定する場合又は業種特有の理由等により、上記「3 応募手続等の(3)エ(ク)③」で定める一般管理費を超える率を設定する（「3 応募手続等の(3)エ(ク)③」で定める率では受注が困難である）場合には、応募前に別紙1において定める協議書等を

環境再生課へ提出し、確認書の交付を受けた上で、確認を受けた一般管理費率による積算を行うことができる。

この場合は、確認書の写しを企画提案書に添付して応募することとする。

なお、協議書の環境再生課への提出期限は、上記「3 応募手続等の（１）事業に関する質問の受付」の期日とする。

また、別紙１で定める「業種特有の理由により一般管理費を設定する場合」において、総務省統計局が公表している「平成 23 年度産業連関構造調査（企業の管理活動等に関する実態調査）」における「技術サービス業」の販売管理費及び一般管理費の状況等を総合的に考慮し、30%を上限とする。

なお、共同企業体の場合、構成員ごとに適切な一般管理費率等を検討し設定のうえ、出資比率に応じて個別に算出して決定する。

- （３）再委託費等は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む。）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費のうち、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費は一般管理費の算定にあたって控除しないものとする。
- （４）各経費は、単価、月数、回数、個数等、見積条件が分かるよう明記すること。
- （５）業務完了時には証憑を検査し、実際に支出した額について、契約額の範囲内で支払うこととする（一般管理費を除く。）。

9 提出先及び問合せ先

- （１）住所
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁 4 階）
- （２）部課名
沖縄県環境部環境再生課
- （３）担当者
森田（もりた）、仲村（なかむら）
- （４）電話
098-866-2064
- （５）FAX
098-866-2497
- （６）メールアドレス
aa021100@pref.okinawa.lg.jp
- （７）時間
月曜～金曜（祝祭日を除く） 9 時 ～ 17 時

1－1 協議書の記載例

□□○年○月○日

沖縄県知事 ○○ ○○ 殿

○○事業業務委託企画提案（見積）予定者

○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

協 議 書

現在貴殿が企画提案の公募を行っている○○事業業務委託について、下記の理由により一般管理費率○％を設定して経費を積算したいので協議します。

記

（事業者独自に定める規定等により一般管理費を設定する場合）

当社の定める積算基準により一般管理費○％を設定して受注することとしており、過去3カ年の損益計算書における当社の一般管理費の状況を考慮しても、当該一般管理費率が設定できなければ、委託業務の処理に要する一般管理費を十分にまかなうことができないため。

○添付資料

当社の定める規定等の写し

過去3カ年における平均的な一般管理費算定表

過去3カ年の損益計算書等の写し

（業種特有の理由により一般管理費を設定する場合）

当社は業種特有の理由により、通常、一般管理費率○％以上を設定して受注しており、過去3年間の損益計算書における当社の一般管理費の状況を考慮しても、当該一般管理費率が設定できなければ、委託業務の処理に要する一般管理費を十分にまかなうことができないため。

○添付資料

過去3カ年における平均的な一般管理費算定表

過去3カ年の損益計算書等の写し

1－2 過去3カ年における平均的な一般管理費率算定表の記載例

過去3カ年における平均的な一般管理費率算定表				
会計期間	販売費及び 一般管理費	販売費	売上原価	一般管理費率
□□○年○月 ～□□○年○月	*,***,***	*,***,***	*,***,***	**.*%
□□○年○月 ～□□○年○月	*,***,***	*,***,***	*,***,***	**.*%
□□○年○月 ～□□○年○月	*,***,***	*,***,***	*,***,***	**.*%
過去3カ年における平均的な一般管理費率 (**.*%+**.*%+**.*%) ÷ 3 = **.*%				

（注1）各会計年度毎の一般管理費率は小数点第2位以下の端数を四捨五入し、過去3カ年における平均的な一般管理費率は小数点第1位以下の端数を四捨五入すること。

（注2）費目欄は、次項の算定方法に合わせて適宜修正すること

2 確認書の記載例

□□○年○月○日

〇〇事業業務委託企画提案（見積）予定者
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

沖縄県知事 〇〇 〇〇 印

確 認 書

□□○年○月○日に貴殿から協議書の提出があった〇〇事業業務委託の経費積算における一般管理費の設定について、提出された書類を審査した結果、一般管理費率〇%を設定することが妥当であることを確認します。

損益計算書を用いた受託者の一般管理費率の算定方法

損益計算書を用いた受託者の一般管理費率の算定方法は、以下の計算式によること。

1 企業における計算式

$$\text{一般管理費率} = (\text{『販売費及び一般管理費』} - \text{『販売費』}) \div \text{『売上原価』} \times 100$$

損益計算書から「売上原価」「販売費及一般管理費」を抽出し計算する。

ただし、「販売費（販売促進のために使用した経費（例：広告費、交際費等））」については、決算書の注記事項等に記載がある場合は、その販売費を採用し、記載がない場合は、企業から「販売費及び一般管理費」を「販売費」と「一般管理費」に区分した内訳書の提出を求め、その「販売費」を採用すること。

2 公益法人における計算式

$$\text{一般管理費率} = \text{『管理費』} \div \text{『事業費』} \times 100$$

正味財産増減計算書の経常費用から、「管理費」「事業費」を抽出し計算する。

ただし、「管理費」の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額がある場合は除外することとする。

3 独立行政法人における計算式

$$\text{一般管理費率} = \text{『一般管理費』} \div \text{『業務費』} \times 100$$

損益計算書の経常費用から、「一般管理費」「業務費」を抽出し計算する。

ただし、「一般管理費」の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額がある場合は除外することとする。

4 私立大学等における計算式

$$\begin{aligned} \text{一般管理費率} &= \text{『管理費』} \div \text{『支出の部の合計』} \times 100 \\ \text{『管理費』} &= (\text{人件費} - \text{教員人件費}) + \text{『管理経費』} \end{aligned}$$

消費収支計算書の消費支出から、『管理費（例：人件費、教員人件費、管理経費）』『支出の部の合計』を抽出し計算する。

5 その他

その他の受託者においては、上記1～4の中から、性質の近い業態の計算式を準用し、決算書等から該当する費目を抽出し、計算する。